

# 開示項目一覧

## 銀行法施行規則（第19条の2,3）

### ◎連結情報

#### ◆銀行、子会社等の概況に関する事項

主要な事業の内容及び組織の構成	2～4
子会社等に関する事項	5

#### ◆銀行、子会社等の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	20
直近5連結会計年度における主要な業務の状況	21

連結経常収益/連結経常利益/親会社株主に帰属する当期純利益/  
連結包括利益/連結純資産額/連結総資産額/連結自己資本比率

#### ◆銀行、子会社等の直近2連結会計年度における財産の状況に関する事項

連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書	22・23
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、 三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権、正常債権の額	39
自己資本の充実の状況等	64～86
セグメント情報等	40・41
会社法による監査、金融商品取引法による監査証明	22

#### ◆報酬等に関する事項

101～103

### ◎単体情報

#### ◆銀行の概況及び組織に関する事項

経営の組織（子会社等の経営管理に係る体制を含む）	3・12・13
大株主の状況	5
取締役、監査役、執行役員の氏名・役職名	4
会計監査人の氏名又は名称	4
営業所の名称・所在地	6～11

#### ◆銀行の主要な業務の内容

2

#### ◆銀行の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	20
直近5事業年度における主要な業務の状況	42

経常収益/経常利益/当期純利益/  
資本金/発行済株式総数/純資産額/総資産額/  
預金残高/貸出金残高/有価証券残高/  
単体自己資本比率/配当性向/従業員数/信託報酬/  
信託財産額/信託勘定貸出金残高/信託勘定有価証券残高/  
信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高/  
信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段残高/  
信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高

#### 直近2事業年度における業務の状況

##### (主要な業務の状況を示す指標)

業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、 実質業務純益、コア業務純益、 コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	49
資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支	49
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、 利息、利回り	49
総資金利鞘	63
受取利息・支払利息の増減	49

総資産経常利益率、資本経常利益率..... 50

総資産当期純利益率、資本当期純利益率..... 50

#### (預金に関する指標)

流動性預金、定期性預金、その他預金、  
譲渡性預金の残高・平均残高..... 51

定期預金の残存期間別残高..... 51

#### (貸出金等に関する指標)

手形貸付、証書貸付、当座貸越、  
割引手形の残高・平均残高..... 52

貸出金の残存期間別残高..... 52

担保別貸出金残高..... 53

担保別支払承諾見返額..... 53

使途別貸出金残高..... 53

業種別貸出金残高..... 52

中小企業等貸出金残高..... 53

特定海外債権残高..... 54

預貸率の期末値・期中平均値..... 63

#### (有価証券に関する指標)

商品有価証券の種類別平均残高..... 55

有価証券の種類別残存期間別残高..... 55

有価証券の種類別残高・平均残高..... 55

預証率の期末値・期中平均値..... 63

#### (信託業務に関する指標)

信託財産残高表..... 56

金銭信託等の受託残高..... 56

元本補填契約のある信託の種類別の受託残高..... 56

信託期間別の元本残高..... 56

#### ◆銀行の業務の運営に関する事項

リスク管理体制..... 14

コンプライアンス（法令等遵守）..... 15・16

中小企業の経営の改善及び

地域の活性化のための取組状況..... 17～19

指定紛争解決機関の商号又は名称..... 16

#### ◆銀行の直近2事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書..... 43～45

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、

三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権、正常債権の額

..... 54

自己資本の充実の状況等

..... 64～72、87～100

有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引..... 58～62

貸倒引当金の期末残高・期中増減額..... 54

貸出金償却額..... 54

会社法による監査、金融商品取引法による監査証明

..... 43

#### ◆報酬等に関する事項

101～103

## 金融機能の再生のための 緊急措置に関する法律（第7条）

資産査定の公表..... 54